

ClassNK PSC Bulletin

Date:	19 May 2020
No:	NK-PSC-20
Attachment	No / Yes : page(s)

Title:

粉末消火器の予備粉末の有効期限

Typical deficiency (outline of comment) by PSC:

粉末消火器の予備粉末の有効期限が切れている

Port State Country: U.S.A. Port: All ports in U.S.A.

Action taken by PSC: Detention / Rectify before Departure / Other

Description:

USCG による検査において、粉末消火器の予備粉末の有効期限切れを指摘された事例が報告されております。加えて、当該消火器と異なるメーカー/製品の予備粉末が搭載されていた事例も報告されております。

持ち運び式消火器は予備充填物を含めて適切に管理することが SOLAS II-2/14.2.2.3 にて要求されており、上記に示すような不具合が発見された際には、欠陥として指摘されるとともに ISM の不履行とみなされ、拘留処分を受ける可能性があります。

FSS コードに消火剤の有効期限についての規定はありませんが、粉末消火器の場合、一般的に5年又は6年毎の再充填が必要となります。消火剤の有効期限が明示されていない場合においても、消火剤の経年劣化を考慮して同様の間隔での予備粉末の取り換えを推奨いたします。

かかる状況に鑑みまして、貴社管理船におかれましては、適当な間隔での予備充填物の保守点検だけでなく、メーカーが指定する再充填の間隔に合わせた予備充填物の取り換えを実施して頂くようお願い致します。

Maintenance Intervals

TYPE OF FIRE EXTINGUISHER	BASIC SERVICE	EXTENDED SERVICE AND RECHARGING
Powder	Every year	Every 5 years

- Basic service: date of commissioning or the date of last service.
- Extended service:
Powder: 5 years from the date of commissioning or 6 years from the date of manufacture
Subsequently every 5 years from the date of last extended service;
- The replacement of parts does not affect these intervals.

メーカーインストラクション例



予備粉末